

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		浦和斎場の利用許可
根拠条例・規則等名		さいたま市斎場及び火葬場条例
条 項		第7条、別表（第9条関係）1 葬祭場、待合室及び霊安室 使用料の備考1、同2 葬祭用具使用料（1）祭壇の備考1、 同3 火葬場使用料の備考1
所 管 部 課		保健衛生局 保健部 生活衛生課（浦和斎場）（電話：048-829-1299）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場 合はその理 由）	<p>以下に該当すると認めるときは利用を許可しない。</p> <p>（1）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>（2）施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>（3）上記のほか、斎場等の管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 斎場・祭壇については、死亡者又は祭祀を主宰する者が市内居住者に限る。 ・ 火葬場については、死亡者が市外居住者の場合、9時、10時、11時、及び15時のみ利用できる。 ・ 斎場については、通夜終了後午後9時までの利用となる。
	設定等年月日	平成 16 年 3 月 26 日設定 令和 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場 合はその理 由）	即日
	設定等年月日	平成 16 年 3 月 26 日設定 令和 年 月 日最終改正
備 考		